議案参考資料（その２）

○公用車の交通事故について（第１０５号議案及び報告第２１号関係）……（　１　）

公用車の交通事故について（第１０５号議案及び報告第２１号関係）

１　経緯

⑴　第１０５号議案関係

令和６年１０月４日午後２時５５分頃、本市福祉保健部職員が、大村市諏訪２丁目５２５番地付近の交差点において、信号待ちで公用車を停車させた。その後、信号が青に変わり、当該職員が公用車を発進させたところ、横断歩行者の妨げとならないよう当該交差点内に停車していた車の発進を待つため、前方の[redacted]氏（以下「相手方①」という。）が運転する[redacted]（以下「相手方②」という。）使用の軽自動車（以下「相手方車」という。）が停車したことに、当該職員が気付くのが遅れ、相手方車の後方部分に公用車の前方部分を接触させ、相手方車のバックドア等に損傷を与えた。

⑵　報告第２１号関係

上記⑴の事故により、相手方①は頸部痛の怪我を負った。

２　事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員が前方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

当該職員には、今後は、車両の周囲を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

３　示談内容

⑴　大村市は、相手方②に対し、相手方車の修理費等の全額４８７，０８７円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

⑵　大村市は、相手方①に対し、治療費等の全額４３，５７３円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

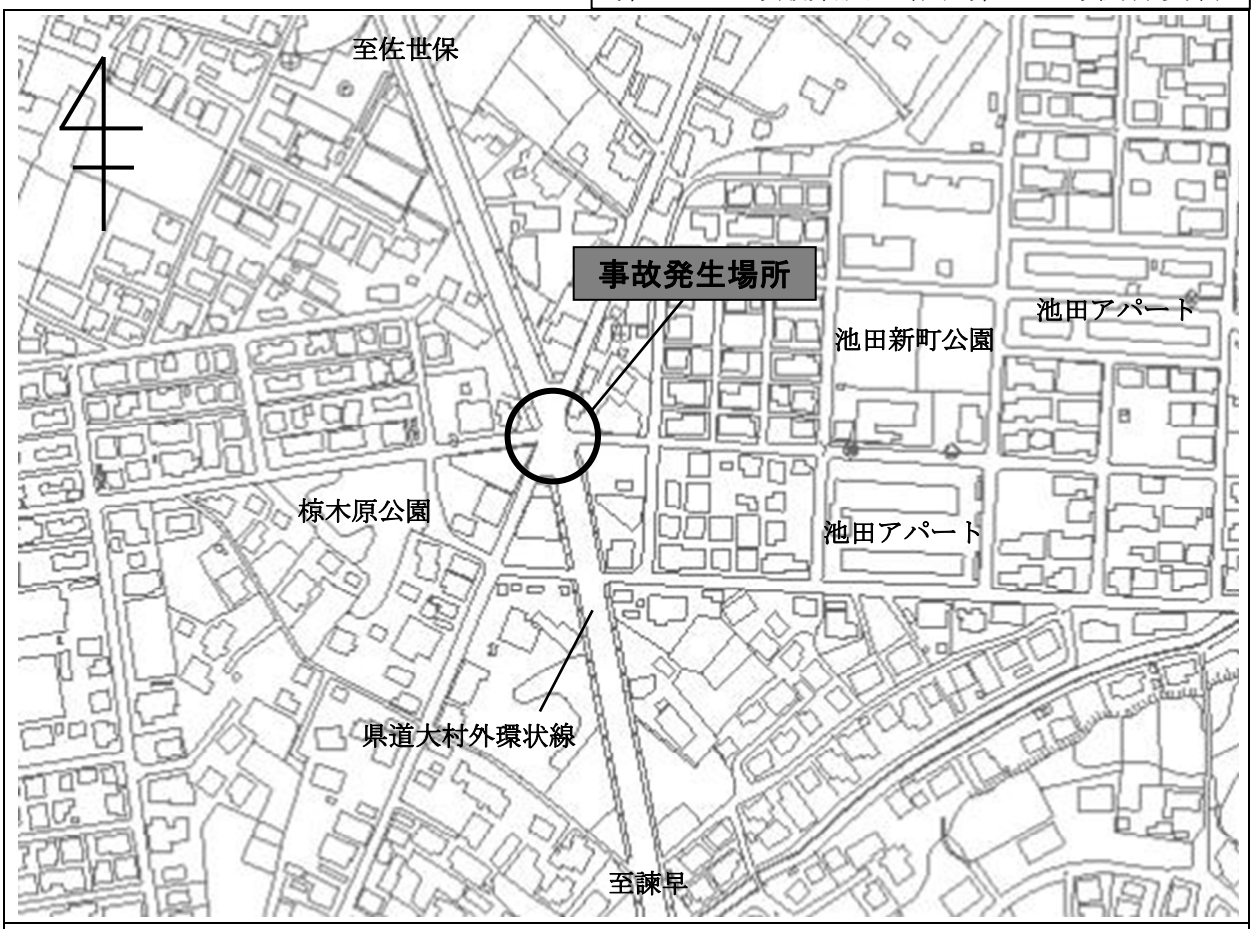
至佐世保
事故発生場所
池田アパート
池田新町公園
椋木原公園
池田アパート
県道大村外環状線
至諫早

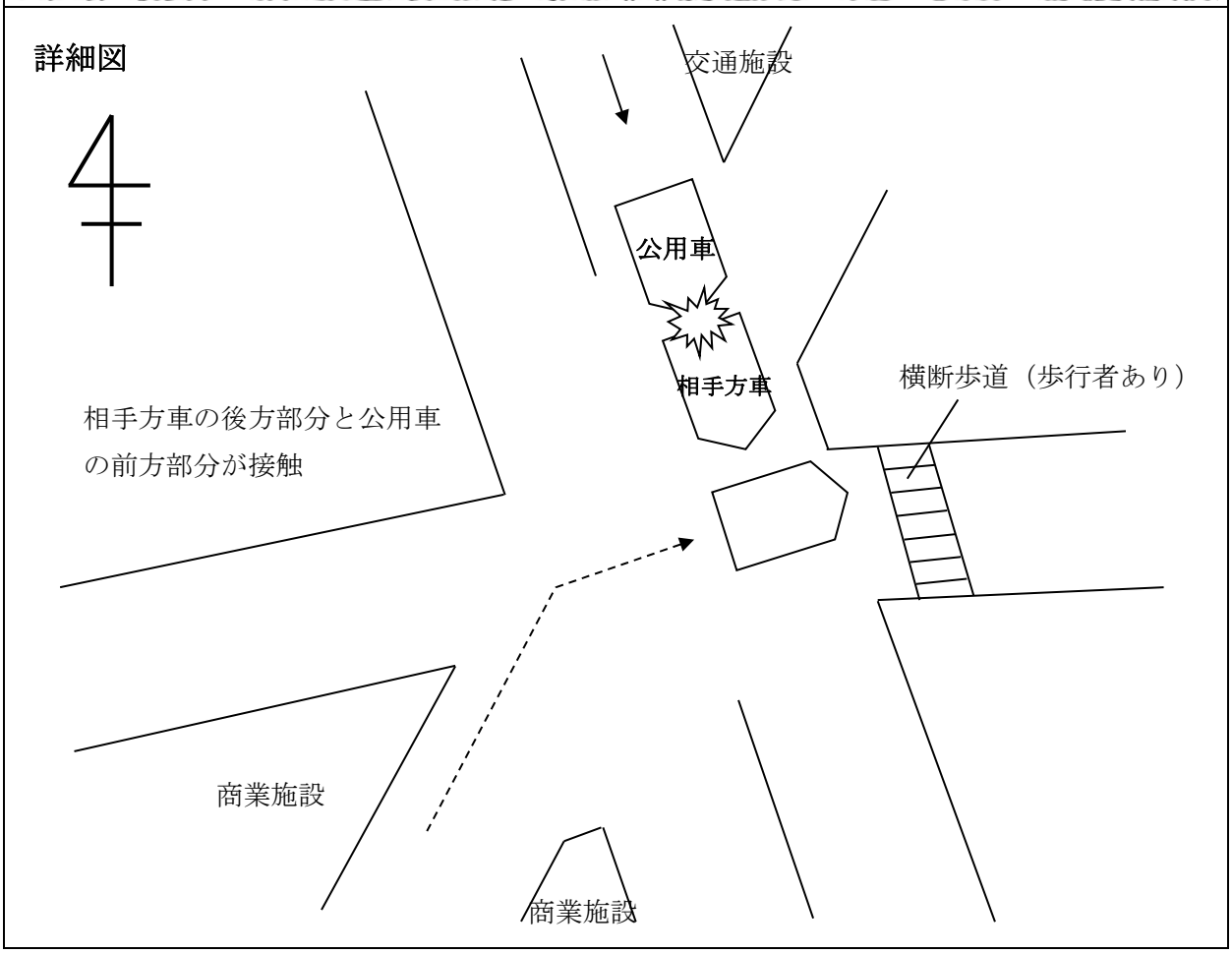
詳細図
交通施設
公用車
相手方車
横断歩道（歩行者あり）
相手方車の後方部分と公用車
の前方部分が接触
商業施設
商業施設